

ほごしゃ みなさま
保護者の皆様へ

認定こども園・保育所等の入所調整の一部変更について

令和8年8月1日から施設の受入体制の充実と、より円滑な事務手続きのため、次のとおり運用を変更いたします。

1 入所月変更ルールが変わります

これまで回数制限のなかった「入所月変更」について、今後以下のとおり変更します。

①変えられる回数	入所が決まった後に入所する月を変えることができる回数は、 <u>子ども1人につき1回まで</u>
②2回目の変更	今決まっている認定こども園・保育所等をやめる手続きが必要です。その後、新しく希望する月で、もう一度申込みをしてください。もう一度入所できるかどうか決定します。
③手続き方法	こども教育課窓口で申請してください。育児休業から仕事に戻る日の変更によって入所する月を変えるときは、新しい仕事復帰の日が書かれた「就労証明書」も提出してください。

2 日本に住民登録がない児童の入所申込みルールが変わります

入所申込みのときに日本で名前や住所の登録（住民登録）がないが、今後日本に名前や住所の登録（住民登録）をする予定があり、保護者が日本に住んでいるときは、申込みができていましたが、今後以下のとおり変更します。

- ①日本で名前や住所の登録（住民登録）がない子どもは、認定こども園・保育所等の入所申込みができません。
- ②入所が決定していても、入所日までに海外へ転出される場合は、入所できない場合があります。
- ③海外への転出が決定した場合は、速やかにこども教育課（0795-43-0546）までご連絡ください。

【お問い合わせ】 加東市教育委員会事務局 こども未来部 こども教育課（市役所4階）

〒673-1493 加東市社50番地 電話 0795-43-0546（直通）